

有料老人ホームチェックリスト(図面等)

区分		チェックポイント	相談日	自己チェック	適否	確認日
立地	土地・建物の権利関係	<input type="checkbox"/> 有料老人ホーム事業以外の目的による抵当権その他の有料老人ホームとしての利用を制限するおそれのある権利が存在していない。	/			
	借地・借家	入居者との入居契約の契約期間の定めのない場合 <input type="checkbox"/> 借地30年以上で、自動更新条項あり <input type="checkbox"/> 借家20年以上で、自動更新条項あり	/			
	定期借地・定期借家	<input type="checkbox"/> 入居者との入居契約の契約期間の定めがある <input type="checkbox"/> 入居者との入居契約の契約期間が当該借地・借家契約の契約期間を超えない。	/			
施設	居室	<input type="checkbox"/> 地階に設けていない <input type="checkbox"/> 個室である <input type="checkbox"/> 床面積は内法13㎡以上を有する ※備付の家具、収納、トイレは内法面積に含めない。洗面設備は床がぬけていれば含めて可とする。	/			
	廊下幅	<input type="checkbox"/> 居室の床面積が壁芯18㎡以上、かつトイレ・洗面設備を設置して内法13㎡以上を有する場合 <input type="checkbox"/> 片廊下 手すり含めず1.4m以上 <input type="checkbox"/> 中廊下 手すり含めず1.8m以上  <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 片廊下 手すり含めず1.8m以上 <input type="checkbox"/> 中廊下 手すり含めず2.7m以上  ※中廊下＝廊下の両側に居室及び入居者が日常生活上使用する必要のある設備がある廊下	/			
	食堂 機能訓練室・談話室 医務室又は健康管理室	<input type="checkbox"/> 兼用する場合は、おおむね定員1人あたり3㎡以上を目安とすること。 <input type="checkbox"/> 医薬品等を適切に管理できる設備を有している。	/			
	便所	<input type="checkbox"/> 緊急通報装置などの非常用設備を備えている。 <input type="checkbox"/> 共用の場合は、居室のある階ごとに定員に応じた数を設置している。 <input type="checkbox"/> 来客者用トイレを設けている。	/			
	浴室	<input type="checkbox"/> 定員に応じた数を設置し、要介護者が入浴するのに適したものである。	/			
	介護・看護職員室	<input type="checkbox"/> 各階に設置することが望ましい。 <input type="checkbox"/> 資格の有無にかかわる設備等がある場合には別に設けることが望ましい。	/			
	洗濯室、汚物処理室、洗面設備	<input type="checkbox"/> 感染防止の観点から、洗濯室と汚物処理室は分離させることが望ましい。	/			
	相談室・応接室	<input type="checkbox"/> 入居者と来客者の動線の交わりを避けるため、玄関近くに設けることが望ましい。	/			
	事務室	<input type="checkbox"/> 併設事業所と共用する場合、明確に区分けしている。 <input type="checkbox"/> 施設管理面から、玄関等を見渡せる場所に設けることが望ましい。	/			
	スプリンクラー	<input type="checkbox"/> 消防法による義務付けのない施設も設置すること。	/			
その他	関係法令 併設事業所のある場合	<input type="checkbox"/> 建築・消防法令等の構造設備基準に合致している。 <input type="checkbox"/> 動線が交わらない構造である。	/			
備考						

注1 上記項目は、名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針の抜粋ですので、詳細については指針をご確認ください。

注2 既存の建物を転用する場合には、上記項目によらないことができる場合があるので事前にお申し出ください。